第1章~第9章省略

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等 (地球温暖化の防止等に関する責務)

- 第 142 条 横浜市は、地球温暖化(人の活動に伴って発生す る温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させ ることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温 度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。) の防止等の ため、温室効果ガス排出の抑制及び気候変動適応法(平成 30年法律第50号)第2条第2項に規定する気候変動適応に 関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策 定し、公表するものとする。
- 2 市民は、前項の計画に定めるところにより、日常生活に おける温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならな
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たり、第1項の計画に定 めるところにより、事業内容、事業所の形態等に応じ、お おむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - (1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。
 - (2) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、 伝導等による熱の損失を防止すること。
 - (3) 廃熱の回収利用を行うこと。
 - (4) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行う こと。

(温室効果ガスの排出の抑制に関する指針)

- 第 143 条 市長は、事業者が実施する温室効果ガスの排出の 抑制に係る取組を支援するため、温室効果ガスの排出の抑 制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。 (地球温暖化対策計画の作成等)
- 第 144 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則 │第89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出 で定めるもの(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、 規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果 ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る 措置及び目標その他地球温暖化を防止する対策に関する事 項を定めた計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を、 前条の指針に基づき作成し、市長に提出しなければならな
- 2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、 地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、規則で定 めるところにより、その状況を市長に報告しなければなら
- 3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出し たとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策 の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところによ り、速やかにその内容を公表しなければならない。
- 4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画 が提出されたとき、又は第2項の規定により地球温暖化を 防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で 定めるところにより、速やかに、その内容を公表するもの とする。
- 5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の 者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力

第1章~第8章省略

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

- の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる 者とする。
 - (1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換 算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化等に関 する法律施行令(昭和54年政令第267号)第2条第2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同 じ。) の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以 上のもの(次号に該当するものを除く。)
 - (2) 連鎖化事業者(エネルギーの使用の合理化等に関する 法律(昭和 54 年法律第 49 号) 第 19 条第1項に規定す る連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連 鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び 当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業(同項に規定する連 鎖化事業をいう。以下同じ。)に加盟する者が本市に設 置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所にお ける原油換算エネルギー使用量の前年度における合計 量が 1,500 キロリットル以上のもの
 - (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施 行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動 車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動 させることを目的として製作した用具であるものをい

を求めることができる。

- う。) 以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。) の前年度の末日における使用 台数が 100 台以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第1号若しくは第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル未満となり、又は同項第3号に規定する前年度の末日における使用台数が100台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
- 3 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画は、 地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から3 年度ごとを計画期間として作成するものとする。
- 4 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画の 提出は、前項の計画期間の初年度の 7 月末日までに行うも のとする。
- 5 条例第 144 条第 2 項の規定による地球温暖化を防止する 対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、 7月末日までに行うものとする。
- 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。
 - (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - ウ 温室効果ガスの排出の状況
 - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
 - オ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
 - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - エ 温室効果ガスの排出の状況
 - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
 - カ その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化対策計画に 係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うも のとする。
- 8 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化を防止する 対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から 起算して 90 日を経過する日まで行うものとする。

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

- 第 144 条の2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による 計画又は報告の提出があったときは、その内容について、 第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づ き評価するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による評価において、専門的知識 を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係 る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成 状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者につい て、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表す るものとする。
- 4 市長は、前条第2項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成 状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者に ついて、表彰することができる。

(非該当の届出)

第 144 条の3 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策 計画の提出等)

- 第144条の4 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地 球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。
- 2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。
- 3 第144条第4項及び第144条の2の規定は、第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告)

- 第 145 条 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施 しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことが できる。
- 2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画 の提出をしなかったとき、第144条第2項の規定による報

9 第6項の規定は、条例第144条第4項の規定による公表 について準用する。この場合において、第6項中「地球温 暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場 所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境 創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読 み替えるものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

- 第89条の2 条例第144条の2第2項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 地球温暖化対策事業者の名称
 - (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
 - (3) 条例第144条の2第1項の規定による評価の結果
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(非該当の届出)

- 第89条の3 条例第144条の3の規定による届出は、第89条第3項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 事業者の所在地
 - (3) 該当しなくなった理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策 計画の公表等)

第89条の4 第89条第9項において読み替えて準用する同条第6項及び第89条の2の規定は、条例第144条の4第3項において読み替えて準用する条例第144条第4項及び条例第144条の2の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者」と読み替えるものとする。

横浜市生活環境の保全等に関する条例

告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表を しなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必 要な措置をとるよう勧告することができる。

第2節 削除 第 146 条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第 146 条の2 規則で定める建築物の建築をしようとする者 は、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱その他規則で定 めるエネルギーをいう。以下同じ。)の導入を検討し、規則 で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しな ければならない。

(住宅を展示する者の責務)

第146条の3 規則で定める方法により住宅を展示する者は、 再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めなけ ればならない。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第 146 条の4 市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行 う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、 市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めるこ とができる。

第4節 低炭素電気の普及の促進

(事業者の責務)

第 146 条の5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素 電気(地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用 して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下 同じ。)の調達又は供給に努めなければならない。

(低炭素電気の普及の促進に関する指針)

第 146 条の6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達 又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の 促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第2節 削除 第90条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

- **第90条の2** 条例第146条の2に規定する規則で定める建築 物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築 又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メート ル以上である建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第18条第3号に規定する建築物を除く。)と する。
- 2 条例第146条の2に規定する規則で定めるエネルギーは、 風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物 であってエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれら から製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除く。) をいう。)を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱 以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。
- 3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物につ いて建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に 規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画 の通知をする予定の日の21日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

第90条の3 条例第146条の3に規定する規則で定める方法 は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅 の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることによ り展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

- 第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネ ルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項 第17号に規定する電気事業者
 - (2) ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) 第 2 条第 11 項 に規定するガス事業者
 - (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第 96号)第2条第5項に規定する石油精製業者及び同条第 7項に規定する特定石油販売業者

第4節 低炭素電気の普及の促進

(低炭素電気)

- 第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気 は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。
 - (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気(発電に伴い 二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値 を有すると市長が認めるものに限る。)
 - (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市 長が認めるエネルギーにより得られる電気
 - (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

- 第146条の7 市内に電気を供給している小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。)(以下「特定電気供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画(以下「低炭素電気普及促進計画」という。)を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、 規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計 画が提出されたとき、又は第2項の規定により低炭素電気 の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、 規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表する ものとする。

(非該当の届出)

第146条の8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、 規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け 出なければならない。

(低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告)

- 第 146 条の9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な 指導及び助言を行うことができる。
- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 11 章~第 13 章省略

第14章 雑則

(報告の徴収)

第 151 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。 (協力の要請) の算定に関する省令(平成18年経済産業省令、環境省令第3号)第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

(4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

- 第90条の6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。
- 2 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告 は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と 同時に行うものとする。
- 3 条例第 146 条の 7 第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
 - (1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進 体制
 - (2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
 - (3) 販売のために調達した電気量及び条例第 146 条の6 に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内 訳
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 前項の規定は、条例第 146 条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

- 第90条の7 条例第146条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 事業者の所在地
 - (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項

第 10 章~第 11 章省略

第12章 雑則

(身分証明書)

第93条 条例第154条第2項の規定による証明書は、身分証明書(第34号様式)とする。

横浜市生活環境の保全等に関する条例

第152条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、 国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、 事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要 請するものとする。

(情報提供の要請)

第 153 条 市長は、事業者又は市民の環境の保全に関する取 組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に 関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、市長に 提出するよう要請することができる。

(立入検査)

- 第 154 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書 類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること ができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示 す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解してはならない。
- 4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者 又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状 態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設 ける等により第1項の立入検査に協力しなければならな

第 155 条 削除

(勧告に従わなかった者の公表)

- 第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条 第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3 項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、 第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、 第70条の3第6項(同条第7項において読み替えて準用す る場合を含む。)、第70条の4第2項、第70条の5第2項、 第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85 条第2項、第91条第2項、第98条第2項、第104条第2 項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、 第134条、第140条、第141条の13、第145条第2項又は 第146条の9第2項の規定による勧告を受けた者が、正当 な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表 することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あ らかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えな ければならない。

(横浜市環境創造審議会の意見の聴取)

第 157 条 市長は、指定事業所の指定、規制基準の設定その 他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとすると きは、横浜市環境創造審議会条例(平成6年6月横浜市条 例第19号)に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴くも のとする。

(委任)

第 158 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に │ 第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、 関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 章省略

(委任)

資源循環局長又は建築局長が定める。

横浜市生活環境の保全等に関する条例

附則(平成26年6月条例第37号)まで省略

附則(平成30年12月条例第75号)

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則(平成31年2月条例第9号)省略

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

附則(平成27年10月規則第80号)まで省略

附則(平成31年3月規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第 59 条の10 及び第 59 条の11 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。)第 65 条第1項の規定による届出について適用する。
- 3 新規則第59条の29から第59条の31まで及び第59条の34の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。
- 4 新規則第88条の2の規定は、施行日以後に行われる条例第141条の4第1項の規定による届出について適用する。
- 5 新規則第90条の2第1項の規定は、施行日以後に行われる条例第146条の2の規定による報告について適用する。